

次期県立学校ネットワークに係る概念設計及び調達支援業務
調達仕様書

令和8年2月
群馬県教育委員会

1 用語

用語	意味
GSN	校務支援システムの利用等を目的としたネットワーク（ぐんまスクールネット）の略称。主に機微情報を扱う校務系ネットワーク（職員室など）とそれ以外の生徒系ネットワーク（PC教室や図書室など）に分けられる。
次世代の校務DX	文部科学省が提唱する、クラウド活用を前提とした、教員の働き方改革やデータ利活用を促進する新しい校務環境の在り方。
ネットワーク統合	物理的に分離されている「GSN」と「学習系ネットワーク」を、コスト削減や利便性向上のために論理的な制御によって一本化すること。
ゼロトラスト	「境界内は安全」という従来の考え方を改め、すべての通信を「信頼しない」ことを前提に、アクセスごとに厳格な認証・認可・検証を行うセキュリティの考え方。
ロケーションフリー	セキュリティを確保しつつ、学校内外（自宅、出張先等）の場所を問わず、同一の操作感で校務や学習指導が行える環境。
教員用端末の1台化	これまで校務用と学習用に分かれていた端末を統合し、1台の端末で全ての業務（成績処理、授業、Web会議等）を完結させる運用形態。
概念設計（グラウンドデザイン）	システム全体の基本方針、構成図、技術要件、運用モデル等を俯瞰的にまとめた最上位の設計図。
TCO（Total Cost of Ownership）	機器の導入費用（初期費用）だけでなく、維持管理、ライセンス、サポート、廃棄に至るまでの5～7年間の総保有コスト。
CBT（Computer Based Testing）	コンピュータを用いた試験（MEXCBT等）。一斉接続による急激なトラフィック増を考慮する必要がある通信形態。
プロビジョニング	人事異動や入学・卒業に合わせて、ID（アカウント）の作成・変更・削除を各システムへ自動的に反映・連携させる仕組み。
SLA（Service Level Agreement）	サービスの品質基準（稼働率や障害復旧時間等）について、委託者と受託者の間で合意する基準。
論理分離	物理的な配線は共通化しつつ、VLANや次世代ファイアウォール等の技術を用いて、通信グループを仮想的に分離し、アクセス制御を行うこと。

2 件名

次期県立学校ネットワークに係る概念設計及び調達支援業務

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 背景

現在、群馬県立学校のネットワーク環境は、統合型校務支援システムを中心とした「GSN（ぐんま

スクールネット)」と GIGA スクール構想により整備された「学習系ネットワーク」の物理的に独立した 2 つの系統によって運用されている。

しかし、文部科学省が提唱する「次世代の校務 DX」においては、クラウド活用を前提としたネットワーク統合が推奨されており、本県においても令和 7 年度の校務支援システムクラウド化に伴い、既存のインフラ構成は大きな転換期を迎えている。

現行の物理的に分離されたネットワーク環境は、通信機器の管理コストや保守運用の負荷を二重に発生させており、県全体の財政および現場教員の業務負担の両面で非効率が生じている状況である。また、学校外からの安全なアクセスや教員が 1 台の端末で全ての業務を完結できる環境の実現を阻害する要因ともなっている。

さらに、SaaS や CBT の普及等、教育現場での通信トラフィックは急激な増加と多様化を続けている。これら最新の教育環境を安定して支えるためには、従来の「境界型防御」の限界を認め、全ての通信を動的に検証する「ゼロトラスト」の考え方に基づいた堅牢かつ柔軟な次世代ネットワーク基盤への刷新が不可欠となっている。

5 目的

本業務は、令和 10 年度から開始される次期ネットワークの円滑な導入と安定稼働を実現するため、専門的かつ高度な知見を持つ事業者の支援を得て、現状の精緻な分析と概念設計及び調達支援を行うことを目的とする。

本契約を通じて、物理的なネットワーク統合に伴うセキュリティリスクを排除し、教員が場所を問わず柔軟に業務を行えるロケーションフリーな環境の設計指針を明確化する。また、児童生徒がストレスなく ICT を活用できる学習環境を確保するため通信帯域の最適化や無線 LAN の配置再検討など、現場の実態に即した要件定義を実施する。

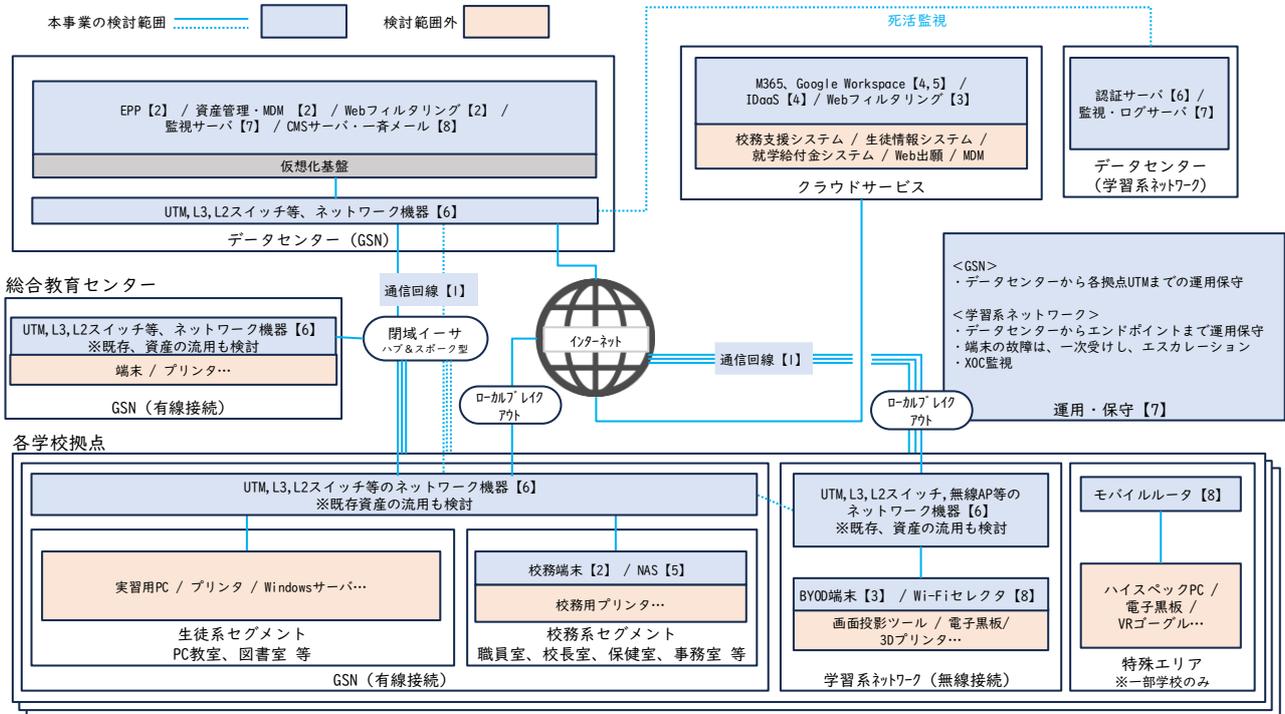
最終的には、「シンプル、安全、低コスト」というキーワードのもと、次期県立学校ネットワーク構築事業者の公募に向けたプロポーザルに係る調達仕様書の作成及び将来の通信需要を見据えた予算積算を行う。これにより、持続可能で質の高い教育 DX 環境の基盤を確立し、県立学校における教育活動の高度化と県民サービスの利便性向上に寄与することを目指す。

なお、本業務における範囲は概念設計（グラウンドデザインの策定等）までとし、構築に向けた基本設計以降の業務は対象外とする。

6 本事業の範囲

(1) 対象範囲

現行ネットワーク及び本事業で検討、整理する範囲を以下のとおり示す。なお、概念設計においては本構成を踏襲する必要はない。



※【 】内の数字は、8 (2) ウのNoとリンクしている。

※なお、検討範囲外の部分は、原則、本業務の対象外とするが、次期ネットワークの稼働に当たり、影響が生じることが想定された場合は、影響範囲及び対策を検討すること。

(2) 拠点毎ネットワーク整備状況

別添のとおり

(3) 対象者数

ア	教員数	4,504人
	県立高等学校	3,089人 (中等教育学校を含む)
	特別支援学校	1,400人
	夜間中学校	15人
イ	児童生徒数	33,942人
	県立高等学校	31,821人 (中等教育学校を含む)
	特別支援学校	2,044人
	夜間中学校	77人

7 想定スケジュール

調達等における想定スケジュールを以下に示す。想定スケジュールを参考に適切な業務スケジュールを示すこと。

年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
現行ネットワーク	運用・保守								撤去		
次期ネットワーク	本事業	設計・構築	運用・保守								
		工事									

8 業務内容・詳細仕様

(1) プロジェクト管理

ア 実施体制

受託者は、本件業務を遂行できる知見を有する人員で構成された体制を構築すること。具体的には、以下の役割及び資格・実績を有する要員を配置すること。

- (ア) 委託事業全体の内容、進捗状況、課題等を把握し、委託者と円滑な調整を実施するとともに、打合せ・会議に出席し、調整・検討内容を把握すること。
- (イ) スケジュール管理を徹底して行い、進捗状況を随時報告すること。
- (ウ) 日本の国家試験である「情報処理技術者（プロジェクトマネージャ）」又は米国PMI本部が資格認定している「PMP（プロジェクトマネジメント・プロフェッショナル）」の資格を有すること。
- (エ) 以下のとおり本事業と同程度のゼロトラストネットワークに関する業務経験を1件以上有すること。なお、令和8年3月末時点の業務完了見込みの実績を含む。

(同程度のネットワーク)
拠点数が20か所以上の情報通信ネットワークのコンサルティング、設計業務又は構築業務（なお、官民を問わない）。

イ 実施計画書の作成・承認

本業務を遂行するに当たっての実施計画書を作成し、本県の承認を受けること。実施計画書には、作業内容、作業体制、スケジュール、成果物、作業実施体制（作業者の氏名、連絡先、役割分担を明記）、プロジェクト管理要領（進捗管理、品質管理、リスク管理、課題・リスク管理、文書管理、コミュニケーション管理、セキュリティ管理等）を記載すること。また、実施計画書の内容を変更する必要がある際は、本県と協議の上、変更内容を明確にし、本県の承認を受けること。

ウ プロジェクト管理

実施計画書に基づき、適切なプロジェクト管理を行うこと。具体的には、進捗管理、品質管理、課題・リスク管理、文書管理、コミュニケーション管理等を行い、適宜報告すること。

本業務における会議の議事録を作成し、会議後5営業日以内に提出すること。なお、会議資料の更新等によって、会議の記録に代えられる場合は本県と協議の上で、簡易的な議事録に代えることを可とする。

コミュニケーション管理の一つとして、適切な会議体を設置し、開催要領（会議の目的や開催頻度など）の承認を受けること。なお、本県においては、キックオフ会議（1回）、進捗報告会議（月1～2回）、個別検討会議（適宜）、最終報告会（1回）を想定している。

また、会議に当たっては、WEB 会議による開催も可能とする。

(2) 現状調査・要件定義

ア 現行ネットワークにおける成果物の内容を精査し、本県が抱える現行学校ネットワークの課題及び次期学校ネットワークにおけるニーズをアンケートやヒアリング、現地調査（最低7校、学校制度や規模を考慮し、全体を網羅できる校数を訪問すること）等を通して把握・整理し、次期学校ネットワーク（教員用端末、コミュニケーションシステム等を含む）の方向性について整理すること。

イ 次期学校ネットワーク構築に伴う影響範囲（端末、システム、周辺機器等）を特定し、必要な対応を検討すること。検討の中で、移行に必要な調達業務及び必要時期を整理すること。

ウ その他、以下については現時点で特に検討を行いたい項目となるが、次世代校務 DX ガイドブックの内容及び「強固なアクセス制御による対策に関わる要素技術」「教育情報セキュリティポリシー」と併せて整理し、課題の導出と解決策を提示すること。

No	分類	検討項目	検討の狙い・ゴール
1	全体構成	ネットワーク統合	文部科学省のセキュリティガイドライン、次世代校務 DX ガイドラインに則った、物理的なネットワーク（GSN・学習系ネットワーク）を統合する方法を定義する。現行環境からクラウドリフト/オンプレミス環境それぞれの定義をすること。
		帯域・通信品質	構築後5年後のトラフィック増を予測し、必要な回線帯域や契約方法、ネットワーク機器等の技術方針を定義する。
		ロケーションフリー	校内外を問わず、セキュアに校務システムやクラウドへアクセスできる構成を定義する。
2	教員用端末	教員用端末の OS	校務資産の互換性、管理コスト、5年間の TCO を評価し、教員用端末の1台化に最適な OS を選定する。
		エンドポイント管理・セキュリティ	選定 OS に応じた MDM（Intune 等）の管理方針と EDR 等による高度なセキュリティ実装方式を定義する。

3	学習用端末	生徒用 BYOD 端末	生徒の私物端末（OS 不問）が安全かつ簡便にインターネットに接続するための認証方式を定義する。
		VR・電子黒板等の IoT 機器	学習用 ICT ツール（OS 不問）が安全かつ簡便にインターネットに接続するための認証方式を定義する。
4	クラウド・ID 基盤	クラウドプラットフォーム	M365 と Google Workspace の片寄せ又はハイブリットの検討を行い、最適なライセンス構成を決定する。なお、Google Workspace については県域クラウドへの参画・移行についても併せて検討すること。
		情報共有基盤	アドレス帳からの即時のチャット展開やスケジュール共有を含め、日常的な校務におけるコミュニケーションコストを最小化するための方法を定義する。
		ID の乗っ取り防止	ID の乗っ取りを防止する対策を定義する。
		統合 ID 管理・SSO の全体設計	SSO の範囲と多要素認証の強度・適用基準を定義する。
		ID ライフサイクル管理の自動化プロセス	人事情報・学籍情報と連動し、アカウント発行・停止を自動化するプロビジョニングの仕組みを定義する。
5	データ管理	ストレージの運用基準	機密性と容量等に基づき、クラウドと校内 NAS 等の保管場所を明確に使い分ける「データ仕分け基準」を策定する。
		クラウドデータの安全管理要件	クラウド上の機微情報に対するアクセス権限、ログ保存、暗号化などのセキュリティ基準を定義する。
6	インフラ	無線 LAN	Wi-Fi 6E/7 等の最新規格採用の是非と、40 人学級の一斉接続に耐えうる AP 配置設計の考え方を整理する。
		その他ネットワーク機器	費用対効果の観点から既存資産の流用範囲を整理し、必要なネットワーク機器に求める要件を定義する。
		システム可用性・冗長化の定義	可用性や費用対効果を鑑み、冗長化の要件を定義する。
		論理分離とアクセス制御のポリシー	校務系・学習系・特殊環境を最小特権の原則に基づき分離・制御する方針を策定する。
7	運用・保守・移行	保守範囲	費用対効果の観点から教育委員会、学校、事業者で対応する範囲を定義する。
		能動的運用保守	学校訪問支援を含む「伴走型」保守の役割分担とサービスレベル（SLA）を定義する。
		段階的移行および並行稼働計画	モデル校での先行検証手順と、新旧ネットワーク混在期間の通信整合性を確保する移行戦略を立案する。

8	特殊環境・ その他	特殊拠点对応	学習系ネットワークの未整備拠点等、特殊な環境に対する標準的な通信確保モデルを定義する。
		災害時の通信提供	避難者向け Free Wi-Fi の提供手法を定義する。
		廃止される既存システムの代替案	現在、特別支援学校で使用している一斉メール配信サービス、CMS の代替案を定義する。

(3) 次期ネットワークの概念設計（グラウンドデザイン）の作成

上記(2)の結果を踏まえ、拠点のパターン毎に次期学校ネットワークにおける以下の事項を整理すること。なお、機器の設定値までの指定は不要とするが、概念設計においては想定となる製品名や型番、それらを導入することにおける国際的な状況を踏まえた留意点を網羅的且つ具体的にまとめること。

- ゼロトラストネットワークの構成及び形態
 - ネットワークに求められる要件（性能・可用性・分離方針等）の整理
 - 想定構成パターン（案）と比較観点の整理
- ゼロトラストネットワークの運用方法
 - 運用要件（監視・障害対応・問い合わせ対応・役割分担）の整理
 - 運用体制・SLA の考え方（案）
- 運用による学校・教育委員会毎の負荷及び業務内容
 - アカウント／権限運用に伴う負荷と業務内容の整理
 - 問い合わせ対応・障害時対応に伴う負荷と業務内容の整理

(4) 調達仕様書の作成

設計・構築・運用に必要な調達業務についての調達仕様書を作成すること。

(5) 学校向け説明会の開催

学校への進捗報告と方向性の擦り合わせを目的とした説明会を1～2回程度開催すること。

(6) 予算化支援

ア RFI・見積収集等の実施

上記(2)の整理を踏まえ要件定義を行い、事業者に対し RFI 又は見積収集等を行うこと。また、必要に応じて事業者からの回答に対する質疑を通じ、追加情報を収集すること。

イ 予算化支援

アの結果を取りまとめ報告書を作成し、運用までを含めた TC0 を整理すること。なお、必要な費用の整理においては、現行ネットワークとの費用比較を行い、予算化に向けた資料作成や説明等の支援を行うこと。

(7) 移行計画書概要の作成

次期学校ネットワークの実現に向け、ネットワーク移行の手順及びスケジュールを整理した移行計画書概要を作成すること。作成の中で、移行に必要な調達業務の調達方針及び令和9年度の調達

範囲を明確化すること。

(8) 運用ルール概要の作成

次期学校ネットワークにおけるゼロトラストセキュリティを踏まえた、教員向けの運用ルール概要を作成すること。教員向けの運用要件（役割分担、ログ監査、例外管理等）を整理し、運用ルール概要案を作成すること。但し、詳細な手順書は対象外とし、運用方針レベルとすること。

(9) 調達支援

ネットワークの移行に必要な一切の業務に関して、調達に向けた必要資料一式を作成すること。また、評価基準書及び評価項目一覧作成の支援を行うこと。加えて、事業者からの質疑に対する回答作成の支援を行うこと。

(10) 実績報告書作成

本業務に係る成果物及び活動内容をまとめた実績報告書を作成すること。

9 成果物及び想定スケジュール

以下の成果物について電子媒体で提出すること。電子媒体のデータは今後編集が想定されるものは Word、Excel 又は PowerPoint 等、編集可能な形式とし、編集が想定されないものは PDF 形式で提出すること。なお、以下はあくまでも想定スケジュールであるため必ずしも従う必要はないが、「予算要求額の決定」や「調達公告」については、時期が決まっているため、間に合うように実施計画を策定し、計画に沿って成果物を提出すること。

No	フェーズ	成果物	想定スケジュール
0	共通	進捗管理資料・議事録	随時
1	プロジェクト開始	プロジェクト計画書	業務開始後 5 日以内
2	現状把握・方向性策定	中間調査報告書（統合版）	令和 8 年 7 月末
3		グラウンドデザイン（案）	
学校報告会 令和 8 年 8 月上旬頃			
4	予算要求支援	要件定義書（見積作成用）	令和 8 年 8 月 15 日
5		グラウンドデザイン（案） ※SaaS 構成、回線帯域、端末 OS など主要な構成は確定させる。	令和 8 年 9 月 20 日
6		予算化支援資料 （見積書・積算根拠・見積比較）	
予算要求額の決定 令和 8 年 9 月下旬頃			
学校報告会 令和 8 年 12 月上旬頃			
7	調達支援	グラウンドデザイン（完成版）	令和 8 年 12 月 25 日
8		移行計画書概要・運用ルール概要	
9		調達仕様書及びその他関係資料（完成版）	
調達公告 令和 9 年 2 月上旬頃			
10	質問対応支援	調達仕様に対する質疑対応の支援	令和 9 年 2 月～3 月
11	最終報告	最終調査報告書（統合版）	令和 9 年 3 月末
業務完了 令和 9 年 3 月末			

10 受注者に求める要件

(1) 業務実績

以下のいずれかの業務実績を有すること。

- ア 都道府県又は市区町村の教育委員会において、学校ネットワーク構築に係るコンサルティング、設計又は構築に係る経験を1件以上有すること。なお、令和8年3月末時点の業務完了見込みの実績を含む。
- イ 以下のとおり本事業と同程度のゼロトラストネットワークに関する業務経験を1件以上有すること。なお、令和8年3月末時点の業務完了見込みの実績を含む。

(同程度のネットワーク)

拠点数が20か所以上の情報通信ネットワークのコンサルティング、設計業務又は構築業務（なお、官民を問わない）。

(2) 機密保持

- ア 本業務で知り得た個人情報や機密情報は、委託業務以外に使用又は流用しないこと。
- イ 本業務で提供を受けたデータ等は、本業務に従事する者以外に漏洩がないよう厳格に管理を行い、本件終了後には速やかに消去又は返還すること。
- ウ データ等のセキュリティ管理については、県教育委員会の指導に従い、求めに応じて状況を報告すること。

(3) 再委託について

業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、契約の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、県の承認を得ることとし、その際は、予め再委託の相手方の商号又は名称及び住所、並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出すること。

11 その他の要件

- (1) 本事業において受注者は、文部科学省や本県のGIGAスクール構想の実現や、学校DXに関する各種資料について理解した上で業務を行うこと。なお、県が所持する関係資料については、業者決定後、随時提供する。
- (2) その他、記載のない事項については、県教育委員会と協議すること。
- (3) 公平性の観点から本事業を受託した場合は後段となる構築・調達業務において受託ができないものとする。受託できない企業範囲としてグループ、資本提携等についても対象となる。また、後段となる構築・調達業務において再委託での受託もできないものとし、さらに、本受託業務において再委託がある場合は、その再委託先も同様の適用となる。

以上